

当局がチェック漏れを嘆く結果に

売上金額の算定 etc. 税務調査時のミス事例

本特集では、大阪国税局の資料に基づき納税者の不服申立て等により原処分が取り消された事例を紹介する。一つ目の事例では、自動車整備業等を営む個人事業者に対し、原処分庁が車検に係る法定費用や国民健康保険料に係る還付金など事業に係る売上げに該当しないものを含めて修正申告等の勧奨をしていた。また、実質所得者課税事案では、実質所得者でない者が採用していた償却方法を実質所得者に引き継ぎ、備品の納品場所が問題となった重加算税事案では、取引条件の変更前の書類に基づいて質問応答記録書を作成していた。

売上金額1,000万円以下とした申告に対する重加賦課事案

最初に紹介するのは、修正申告書等に計上された売上金額の一部は事業に係る売上げに該当しないとして、原処分の一部が取り消された事例（令和6年2月28日裁判）。

請求人は、自動車整備業、板金業等を営む個人事業者。請求人は、平成29年～令和3年分（本件各年分）の所得税等について、いずれも売上金額が1,000万円以下であるとする確定申告書を提出する一方、本件各年分

に対応する各課税期間（本件各課税期間）分の消費税等については、免税事業者であるとして確定申告書を提出していなかった。

原処分庁が請求人に対して実施した調査では、請求人は、①平成27年分～令和3年分のいずれについても売上金額が1,000万円を超えており、そのことを認識していたが、②売上金額が1,000万円以下であるとする集計表を作成した上で、③これに基づいて過

【図】 事案の概要

